

# 赤ちゃんが生まれたら

## 出生届

市民課 記録班 ☎29-5040

赤ちゃんが生まれたら、出生の届出が必要です。

期 限	生まれた日を含め14日以内
必要なもの	出生届書、印鑑、母子健康手帳 (出生届書には医師または助産師の出生証明書が必要です。)
届 出 地	本籍地、住所地、出生地のいずれかの市区町村
届 出 人	父または母 (代理人が届出をする場合でも、出生届書の届出人欄の署名は父または母になります。)

## 出産育児一時金

保険年金課 給付班 ☎29-5083

加入している健康保険制度から、子ども1人につき42万円(産科医療補償制度に加入していない医療機関等で出産した場合は40万4千円)が支給されます。妊娠12週以降の流産、死産の場合も支給されます。病院への直接支払制度を利用する場合は、入院先の医療機関で申請してください。岩国市国民健康保険以外の方は勤務先にお問い合わせください。

## 乳幼児(こども)医療費助成

障害者支援課 福祉こども医療班 ☎29-5074

お子さんが病院等にかかった時に健康保険が適用される医療費の自己負担額を助成します。

対 象 者	中学3年生までの子ども
必要なもの	子どもの健康保険証、印鑑、マイナンバーが分かるもの(父、母)
支給開始日	出生の日から60日以内に申請した場合は出生日から 出生の日から60日を過ぎて申請した場合は申請した月の初日から

※状況により、その他の書類が必要な場合がありますので、お問い合わせください。



## 児童手当

こども支援課 児童班 ☎29-5075

中学3年生(15歳になって最初の3月31日)までの子どもを養育している方に支給されます。公務員の方は勤務先から支給されますので、勤務先にお問い合わせください。

### 手続き方法

対 象 者	父母ともに児童を養育している場合は、前年所得が高い方 児童が施設等に入所している場合は、施設の設置者
届 出 期 日	原則として申請した月の翌月分から支給されます。 月末に出生された場合、出生の翌日から15日以内に申請すれば、申請日が翌月になっても出生の翌月分から支給されます。
必要なもの	<ul style="list-style-type: none"> <li>●通帳の写し(請求者名義の口座が確認できるもの)</li> <li>●印鑑</li> <li>●マイナンバーが分かるもの(請求者・配偶者)</li> </ul>

※状況により、その他の書類が必要な場合がありますので、お問い合わせください。

### 手当月額

	所得制限未満		所得制限以上
	第1子・第2子	第3子以降	
3歳未満	15,000円	15,000円	年齢等に関わらず 子ども1人につき一律5,000円
3歳～小学生	10,000円	15,000円	
中学生	10,000円	10,000円	

※「第3子以降」とは、養育している高校3年生まで(18歳になって最初の3月31日まで)の児童のうち、3番目以降の子どもをいいます。

### 支給時期及び支給方法

支 給 日	支 給 対 象 月	支 給 方 法
6月15日	2月～5月分	請求者名義の口座に振り込みます。 ※支給日が金融機関の休業日のときは前営業日に振り込みます。
10月15日	6月～9月分	
2月15日	10月～1月分	



## いわくに子宝給付金・出産祝金

こども支援課 児童班 ☎29-5075

出産した子ども1人につき10万円を支給します。

対象者	岩国市に住民票があり、出産した母
必要なもの	印鑑、子どもの記載がある戸籍謄本、母名義の通帳の写し
支給条件	(1)母が出産前1年以上岩国市に住民票があること。 ただし、1年未満の場合は、出産後1年間継続して住民票があること。 (2)出産後も子どもとともに岩国市に定住する意思があること。 (3)母の世帯全員が市税、国民健康保険料、保育料等を滞納していないこと。 (4)子どもの誕生日から(住民票が1年未満の場合は子どもが1歳になってから)180日以内に申請すること。

## 未熟児養育医療給付

保健センター ☎24-3751

未熟児(出生体重が2,000g以下または身体の発育が特に未熟なまま出生した乳児)で、指定養育医療機関で入院治療を必要とする乳児に対し、医療の給付を行います。  
医療給付には申請が必要です。一度医療機関に支払われた医療費については、市から支払うことはできませんのでご注意ください。  
※必要な書類など詳しくはお問い合わせください。

## 産婦健康診査

保健センター ☎24-3751

産婦健康診査2回分(産後2週間と産後1か月)を助成します。  
受診票は妊娠届出時に交付します。受診の際は、受診票と質問票に記入し、医療機関に提出してください。  
●受診票が使える医療機関は、山口県内と廿日市市・広島市の一部の医療機関です。  
●里帰り出産等で契約外の医療機関を受診された場合は償還払いで助成します。詳しくはお問い合わせください。

## こんにちは赤ちゃん訪問

保健センター ☎24-3751

生後4か月を迎えるまでの乳児のいるすべての家庭を訪問しています。  
母子の健康や育児についての相談、子育てサービスの案内などを行います。



## 子育て支援ヘルパーの派遣

子育て世代包括支援センター ☎29-0404

対象者	下記のいずれにも該当する方 ①岩国市に住民票があり、産後6か月未満で乳児を養育している方 ②心身の不調により育児や家事が困難で、お手伝いをしてくれる人がいない方
内容	ヘルパーが自宅にお伺いし育児や家事のお手伝いをします。 (兄弟児の世話やヘルパーだけでの子守はできません。)
利用期間・回数・時間	産後6か月未満で25回まで。1回あたりの利用時間は2時間未満。 (双子等状況により期間を延長することができます。)
利用方法	申請書の提出が必要です。出産前から手続きができます。 利用料金等については、お問い合わせください。

## 宿泊型産後ケア(産後ママのほっとオアシス)

子育て世代包括支援センター ☎29-0404

産科医療機関に宿泊し、助産師等のサポートを受けることができます。

対象者	岩国市に住民票がある産後4か月未満のお母さんと赤ちゃんで、下記のいずれかに該当する方 ●産後の体や心に不調がある ●育児に不安がある
内容	●お母さんの体調管理、授乳指導、必要に応じた乳房ケア等 ●赤ちゃんのお風呂、おむつ交換等の育児指導
利用期間	産後4か月未満で6泊7日以内
利用料金	1泊2日3,000円。1泊増す毎に1,500円追加。市民税非課税世帯等は半額。 ※食事代含む。ミルク代、おむつ代など別途必要な場合あり。
利用方法	申請書の提出が必要です。保健師・助産師が状況に合わせたプランを作成します。 まずはお問い合わせください。

